

株式会社エイチ・アイ・エス セレオ甲府営業所
やまなし地域産業活性化プロジェクト支援事業費補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規定は、山梨県が定めたやまなし地域産業活性化プロジェクト支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第14条の規定に基づき、株式会社エイチ・アイ・エス セレオ甲府営業所（以下「H I S」）が行うやまなし地域産業活性化プロジェクト支援事業費補助金（以下「プロジェクト支援補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 プロジェクト支援補助金は、新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ県内経済の反転攻勢を図るため、県内事業者団体が行う消費喚起や需要拡大に資する行う取り組みに必要な経費の一部として交付する。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げるいずれかの事項に該当する者とする。

- (1) 県内の商工団体、商店街振興組合、社団法人・財団法人であること
- (2) 県内に事業所を有する中小企業者10社以上で構成された法人格をもたない任意団体であって、代表者等に関する規約等を有するものであること

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次に掲げる全ての事項に該当する事業とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ県内経済の反転攻勢に資する事業
- (2) 補助対象者が消費喚起や需要拡大のために新たに実施する事業。ただし、既に実施している事業であっても、新たな取り組みが付加されていると認められる場合は、その部分について対象とする。
- (3) 補助対象者が新型コロナウイルスの感染防止策を徹底した上で実施する事業

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助対象経費は、補助事業に必要な経費であって別表に掲げるもののうち、株式会社エイチ・アイ・エス セレオ甲府営業所長 谷口 学（以下「代表責任者」）が必要かつ適当と認めるものとする。

(プロジェクト支援補助金の交付申請)

第6条 プロジェクト支援補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに代表責任者に提出しなければならない。

- 2 補助対象者は、前項の交付申請を行なうに当たっては、当該プロジェクト支援補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(審査会の設置)

第7条 代表責任者は、前条第1項の規定により補助対象者から提出された交付申請書の計画内容及びプロジェクト支援補助金交付の適否等を審査するために、審査会を設置するものとする。

(補助金交付の決定)

第8条 審査会は、第6条により申請のあった補助対象事業を審査し、その結果を代表責任者に報告するものとする。

- 2 代表責任者は、前項に規定する審査会の報告を受け、プロジェクト支援補助金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 代表責任者は、第6条第2項のただし書きによる交付申請がなされたものについては、プロジェクト支援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、プロジェクト支援補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条第2項の規定によりプロジェクト支援補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付決定の日から15日以内に申請を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係るプロジェクト支援補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業内容又は経費の配分の変更)

第10条 補助事業者は、交付決定を受けた補助対象事業(以下「補助事業」という。)の事業計画の内容又は経費の配分の変更をしようとする場合は、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第3号)を代表責任者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 前項ただし書きの軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 補助事業の目的の達成に変更が生じることのない事業計画の細部の変更であって、プロジェクト支援補助金の増額を伴わない場合

(2) 別表に掲げる補助対象経費の区分毎に配分された額を変更しようとする場合であって、次のいずれかに該当する場合

ア 各経費区分において、いずれか低い額の20%以内の変更である場合

イ アの規定にかかわらず、経費区分毎の増減が10万円以内の変更である場合

- 3 代表責任者は、第1項の規定による承認を行う場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

(事業の休止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業休止(廃止)承認申請書(様式第4号)を代表責任者に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の遅延報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、補助事業遅延報告書(様式第5号)により、速やかに代表責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

(事業の遂行状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について代表責任者が報告を求めたときは、補助事業遂行状況報告書(様式第6号)により報告しなければならない。

(事業の実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その完了した日から30日以内、又は令和4年10月5日のいずれか早い期日までに、補助事業実績報告書（様式第7号）を代表責任者に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、プロジェクト支援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（プロジェクト支援補助金の額の確定）

第15条 代表責任者は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべきプロジェクト支援補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（プロジェクト支援補助金の支払）

第16条 プロジェクト支援補助金は、前条の規定により交付すべきプロジェクト支援補助金の額を確定した後に、支払を行うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定によりプロジェクト支援補助金の支払を受けようとするときは、請求書（様式第9号）を代表責任者に提出しなければならない。

（プロジェクト支援補助金の経理）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、令和8年度末まで保管しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴うプロジェクト支援補助金の返還）

第18条 補助事業者は、プロジェクト支援補助金の確定後に消費税及び地方消費税の申告によりプロジェクト支援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額等の額の確定に伴う報告書（様式第10号）により、速やかに代表責任者に報告しなければならない。ただし、確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が実績報告書において減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を上回らない場合は、この限りでない。

2 代表責任者は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し）

第19条 代表責任者は、第11条の補助事業の休止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができるものとする。

(1) 補助事業者が、法令、本交付規程又は本交付規程に基づく代表責任者の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、プロジェクト支援補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 代表責任者は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対するプロジェクト支援補助金が交付されているときは、期限を定めて当該プロジェクト支援補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 代表責任者は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号の場合を除き、その命令に係るプロジェクト支援補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(事業成果の報告)

第20条 山梨県知事は、プロジェクト支援補助金の交付を受けて行った事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に報告又は発表させることができるものとする。

(その他)

第21条 この規程で定めるもののほか、プロジェクト支援補助金の交付に関するその他の必要な事項については、代表責任者が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月26日から施行する。

別 表（第5条関係）

補助区分	補助対象経費	補助率
事業費	<p>○内容 プロジェクト支援補助金</p> <p>○対象経費等 (1)対象経費 謝金、賃金、旅費、使用料及び賃借料、設営費、販売プロモーション費、通信運搬費、需用費、委託費、その他の経費（知事が特に必要と認める経費） ※ただし、人件費については、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く</p> <p>(2)補助率 上記の10/10</p> <p>(3)補助限度額 3,000千円（1補助事業者あたり）</p>	10/10